

太田市行政センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第35号

太田市行政センター条例施行規則の一部を改正する規則
太田市行政センター条例施行規則（平成17年太田市規則第33
号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の見出し中「開館」を「開所」に改め、同条第1項本文中「セ
ンターの開館時間」を「太田市行政センター（以下「センター」とい
う。）の開所時間」に、「午後10時」を「午後5時15分」に改め、
同項ただし書を削り、同条第2項中「開館」を「開所」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定するもののほか、」
を削り、「休館日」を「休所日」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

第4条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」
に、「休館日」を「休所日」に、「休館する」を「休所する」に改め、
同項を同条第2項とする。

第5条から第11条までを次のように改める。

第5条から第11条まで 削除

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に改正前の様式により提出された施行日以後のセンターの利用に係る申請は、太田市公民館条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第28号）の様式により提出された地区公民館の使用に係る申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号及び様式第3号による用紙については、当分の間、これを取り繕って太田市公民館条例施行規則様式第10号及び様式第12号の用紙として使用することができる。